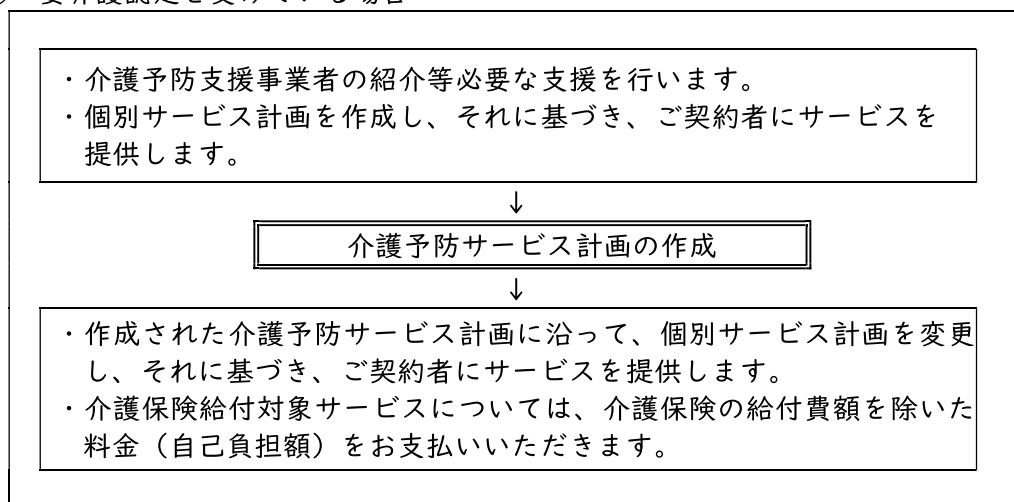
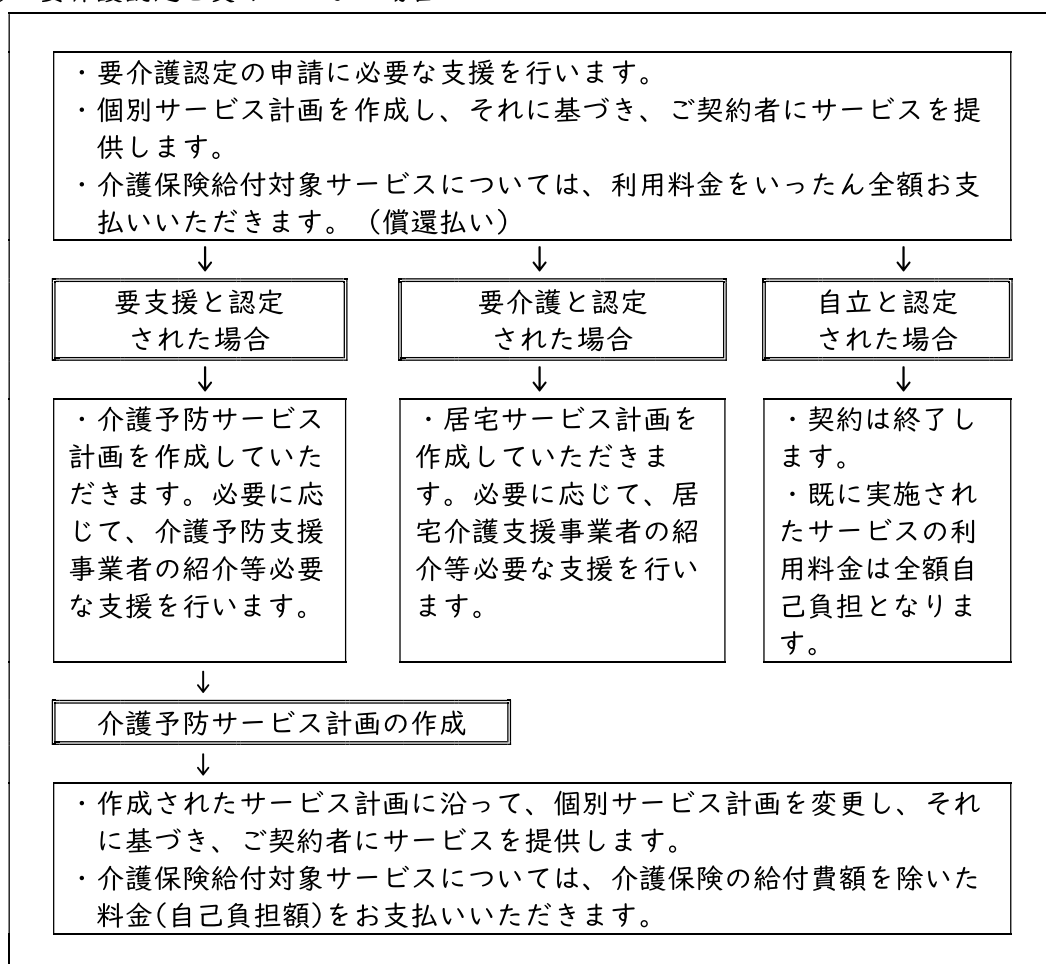


(2) ご契約者に係る「介護予防サービス計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

○介護予防短期入所生活介護 *兼務

職 種	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名
2. 生活相談員	1名
3. 看護職員	3名以上
4. 介護職員	看護職員と合わせて25名以上
5. 介護支援専門員	1名
6. 医師	必要数
7. 栄養士(管理栄養士)	1名

<主な職種の勤務体制> ☆土日等プログラムにより下記と異なります

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週金曜日 14:00~16:00
2. 介護職員	[1階・2階共通] 早出1 6:45~15:45 1階3名 2階5名 遅出1 13:00~22:00 1階1名 2階2名 夜勤 22:00~ 8:00 1階1名 2階2名 [1階]日勤 8:00~17:00 1名 遅出2 10:30~19:30 1名 [2階]早出2 8:00~17:00 1名 遅出2 10:00~19:00 1名 遅出3 11:00~20:00 2名
3. 看護職員	早出 8:00~17:00 1名 日勤 8:30~17:30 1名以上 遅出 9:30~18:30 1名

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

① 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・介護予防短期入所生活介護では、入浴又は清拭を週2回以上行います。

② 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

サービス利用料金(1日あたり)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と滞在費及び食事に係る基準自己負担額の合計をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。)

<多床室の場合>

1. 契約者の要支援度とサービス利用基本料金	要支援1 4,510円	要支援2 5,610円
2. サービス提供体制強化加算II	180円	
3. 介護職員等処遇改善加算	660円	810円
4. 介護保険から給付される金額	4,815円	5,940円
5. 自己負担金額	535円	660円
6. 滞在費	915円	
7. 食費	1,650円(朝310、昼720、夕620)	
自己負担金額合計(5+6+7)	3,100円	3,225円

※負担割合が2割の方は、(6)自己負担金額が変わります

<従来型個室>

1. 契約者の要支援度とサービス利用基本料金	要支援1 4,510円	要支援2 5,610円
2. サービス提供体制強化加算I	180円	
3. 介護職員等処遇改善加算	660円	810円
4. 介護保険から給付される金額	4,815円	5,940円
5. 自己負担金額	535円	660円
6. 滞在費	1,231円	
7. 食費	1,650円(朝310、昼720、夕620)	
自己負担金額合計(5+6+7)	3,416円	3,541円

※負担割合が2割の方は、(6)自己負担金額が変わります

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆送迎サービスをご利用になられた場合は、1回につき1,840円(うち、1,656円は介護保険から給付されます)ご負担していただきます。

入所当日、体調不良等の理由でショートステイのサービス(食事・入浴等)を利用せず退所された場合の送迎費用は「交通費」での請求となります。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。負担していただく金額は、以下の表のとおりです。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金

<多床室の場合>

利用者負担第1段階：例) 生活保護受給者

1. 契約者の要支援度とサービス利用基本料金	要支援1 4,510円	要支援2 5,610円
2. サービス提供体制強化加算I	180円	
3. 介護職員等処遇改善加算	660円	810円
4. 介護保険から給付される金額	4,815円	5,940円
5. 公費負担金額	535円	660円
6. 滞在費	0円(915円は公費負担)	
7. 食費	300円	
自己負担金額合計(6+7)	300円	300円

利用者負担第2段階：例) 年金80万円以下の者

1. 契約者の要支援度とサービス利用基本料金	要支援1 4,510円	要支援2 5,610円
2. サービス提供体制強化加算I	180円	
3. 介護職員等処遇改善加算	660円	810円
4. 介護保険から給付される金額	4,815円	5,940円
5. 自己負担金額	535円	660円
6. 滞在費	430円(915円の内485円は補足給付)	
7. 食費	600円	
自己負担金額合計(5+6+7)	1,565円	1,690円

※負担割合が2割の方は、(6)自己負担金額が変わります

利用者負担第3段階①：例) 年金80万円超120万円以下の者

1. 契約者の要支援度とサービス利用基本料金	要支援1 4,510円	要支援2 5,610円
2. サービス提供体制強化加算I	180円	
3. 介護職員等処遇改善加算	660円	810円
4. 介護保険から給付される金額	4,815円	5,940円
5. 自己負担金額	535円	660円
6. 滞在費	430円(915円の内485円は補足給付)	
7. 食費	1,000円	
自己負担金額合計(5+6+7)	1,965円	2,090円

※負担割合が2割の方は、(6)自己負担金額が変わります

利用者負担第3段階②：例) 年金+その他の所得金額が120万円超

1. 契約者の要支援度とサービス利用基本料金	要支援1 4,510円	要支援2 5,610円
2. サービス提供体制強化加算I	180円	
3. 介護職員等処遇改善加算	660円	810円